

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 措置法令 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 措置法規則 租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) 目 次 〔措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕 (省略) 〔措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕 <u>69の5 - 1 特例対象株式等の意義</u> <u>69の5 - 2 (省略)</u> <u>69の5 - 3 (省略)</u> (削除) <u>69の5 - 4 議決権の制限がある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定</u> (削除) 69の5 - 5 <u>措置法第69条の5第2項第7号口又は第8号口に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定</u> (削除) (削除) (削除)	(同左) 目 次 〔措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕 (同左) 〔措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕 (新設) <u>69の5 - 1 (同左)</u> <u>69の5 - 2 (同左)</u> <u>69の5 - 3 議決権に制限のある株式等</u> (新設) <u>69の5 - 4 措置法令第40条の2の2第9項及び同条第14項に規定する特定株式等の意義</u> 69の5—5 <u>措置法令第40条の2の2第9項第1号又は第2号に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定</u> <u>69の5 - 6 措置法令第40条の2の2第14項第1号又は第2号に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定</u> <u>69の5—7 特定株式又は特定出資に係る法人が2以上ある場合の20億円未満の判定</u> <u>69の5—8 特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人が2以上ある場合の20億円未満の判定</u>

改 正 後	改 正 前
<u>69の5 - 6</u> 特定同族会社株式等に係る20億円未満の判定対象となる法人 <u>69の5 - 7</u> 特定受贈同族会社株式等に係る20億円未満の判定対象となる法人 <u>69の5 - 8</u> (省略) (削除) (削除) <u>69の5 - 9</u> (省略) <u>69の5 - 10</u> (省略) <u>69の5 - 11</u> (省略) <u>69の5 - 12</u> (省略) <u>69の5 - 13</u> (省略) <u>69の5 - 14</u> (省略) <u>69の5 - 15</u> (省略) <u>69の5 - 16</u> 相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第11号イに規定する特定事業用資産相続人等の判定 <u>69の5 - 17</u> 贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第11号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定 <u>69の5 - 18</u> (省略) <u>69の5 - 19</u> (省略) <u>69の5 - 20</u> (省略) <u>69の5 - 21</u> (省略) <u>69の5 - 22</u> 特定(受贈)同族会社株式等及び特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例を受ける場合の限度額計算 <u>69の5 - 23</u> (省略) <u>69の5 - 24</u> (省略) <u>69の5 - 25</u> (省略) <u>69の5 - 26</u> 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続 <u>69の5 - 27</u> 措置法第69条の5第10項に規定する書類の提出先等	(新設) (新設) <u>69の5 - 9</u> (同左) <u>69の5 - 10</u> 措置法第40条の2の2第5項の要件を満たす特定株式又は特定出資 <u>69の5 - 11</u> 措置法第40条の2の2第10項の要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資 <u>69の5 - 12</u> (同左) <u>69の5 - 13</u> (同左) <u>69の5 - 14</u> (同左) <u>69の5 - 15</u> (同左) <u>69の5 - 16</u> (同左) <u>69の5 - 17</u> (同左) <u>69の5 - 18</u> (同左) <u>69の5 - 19</u> 相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第9号イに規定する特定事業用資産相続人等の判定 <u>69の5 - 20</u> 贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第9号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定 <u>69の5 - 21</u> (同左) <u>69の5 - 22</u> (同左) <u>69の5 - 23</u> (同左) <u>69の5 - 24</u> (同左) (新設) <u>69の5 - 25</u> (同左) <u>69の5 - 26</u> (同左) <u>69の5 - 27</u> (同左) <u>69の5 - 28</u> 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の適用を受けるための手続 (新設)
〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕	〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕

改 正 後	改 正 前
(省略)	(同左)
[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係]	[措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係]
(省略)	(同左)
[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]	[措置法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]
70の3 - 1 ~ 70の3 - 11 (省略)	70の3 - 1 ~ 70の3 - 11 (同左)
<u>70の3 - 12 贈与者に係る住所又は居所を証する書類</u>	(新設)
<u>70の3 - 13 措置法第70条の3第7項に規定する書類の提出先等</u>	(新設)
<u>70の3 - 14 (省略)</u>	<u>70の3 - 12 (同左)</u>
<u>70の3 - 15 (省略)</u>	<u>70の3 - 13 (同左)</u>
[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係]	[措置法第70条の3の2((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係]
70の3の2 - 1 ~ 70の3の2 - 3 (省略)	70の3の2 - 1 ~ 70の3の2 - 3 (同左)
<u>70の3の2 - 4 被相続人である特定贈与者が年の中途において死亡した場合の措置法第70条の3の2第6項に規定する書類</u>	(新設)
[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係]	[旧措置法第70条の3((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係]
(省略)	(同左)
[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]	[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係]
(省略)	(同左)
[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]	[措置法第70条の5((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例))関係]
(省略)	(同左)
[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]	[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予等))関係]
(省略)	(同左)

改 正 後	改 正 前
〔措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕 (特例対象宅地等の意義) 69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下<u>69の5—21</u>までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第75号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の3第1項において準用する場合を含む。))をいう。以下70の6—38までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。 (小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき) 69の4—13 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等(以下<u>69の5—25</u>までにおいて「小規模宅地等」という。)及び措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産(以下<u>69の5—25</u>までにおいて「選択特定事業用資産」という。))について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が、<u>同条第7項に規定する限度額(69の5—23(1)から(3)まで参照)</u>を超えときは、その小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。 なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用があることに留意する。 (注) 上記の限度額を超える場合には、当該選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用もないのであるから留意する(<u>69の5—25</u>参照)。	〔措置法第69条の4((小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕 (特例対象宅地等の意義) 69の4—1 措置法第69条の4第1項に規定する特例対象宅地等(以下<u>69の5—25</u>までにおいて「特例対象宅地等」という。)には、被相続人から贈与(死因贈与を除く。以下同じ。)により取得したものは含まれないため、相続税法(昭和25年法律第75号)第19条((相続開始前3年以内に贈与があった場合の相続税額))の規定の適用を受ける財産及び相続時精算課税(同法第21条の9第3項((相続時精算課税の選択))の規定(措置法第70条の3第1項において準用する場合を含む。))をいう。以下70の6—38までにおいて同じ。)の適用を受ける財産については、措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。 (小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき) 69の4—13 措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等(以下<u>69の5—27</u>までにおいて「小規模宅地等」という。)及び措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産(以下<u>69の5—27</u>までにおいて「選択特定事業用資産」という。))について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が、<u>措置法令第40条の2の2第24項から第26項までの限度額(69の5—25(2)から(4)まで参照)</u>を超えときは、その小規模宅地等のすべてについて措置法第69条の4第1項の規定の適用はないのであるから留意する。 なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用があることに留意する。 (注) 上記の限度額を超える場合には、当該選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用もないのであるから留意する(<u>69の5—27</u>参照)。

改正後	改正前
(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合) 69の4—27 相続又は遺贈により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者(以下69の5—21までにおいて「共同相続人等」という。)によって分割される前に、当該相続(以下69の4—27において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続より取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得した特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当たっては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したものとして取り扱うことができる。 〔措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕	(共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合) 69の4—27 相続又は遺贈により取得した特例対象宅地等の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者(以下69の5—24までにおいて「共同相続人等」という。)によって分割される前に、当該相続(以下69の4—27において「第一次相続」という。)に係る共同相続人等のうちいずれかが死亡した場合において、第一次相続より取得した特例対象宅地等の全部又は一部が、当該死亡した者の共同相続人等及び第一次相続に係る当該死亡した者以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該死亡した者の取得した特例対象宅地等として確定させたものがあるときは、措置法第69条の4第1項の規定の適用に当たっては、その特例対象宅地等は分割により当該死亡した者が取得したものとして取り扱うことができる。 〔措置法第69条の5((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係〕
(特例対象株式等の意義) 69の5 - 1 <u>措置法第69条の5第2項第7号イ及びロの要件を満たす特定株式又は特定出資(以下69の5 - 24までにおいて「特例対象株式等」という。)には、法人の株主総会又は社員総会(以下69の5 - 4までにおいて「法人の株主総会等」という。)において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式又は出資は含まれないのであるから留意する。</u> (注) <u>上記は、措置法第69条の5第2項第8号イ及びロの要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資(以下69の5 - 3までにおいて「特例対象受贈株式等」という。)について準用する。</u>	(新設)
(特定同族会社株式等の範囲) 69の5 - 2 <u>特例対象株式等</u>に係る法人が2以上ある場合の<u>措置法第69条の5第2項第7号</u>に規定する特定同族会社株式等(以下69の5—22までにおいて「特定同族会社株式等」という。)とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた当該各法人の特例対象株式等の株数又は金額若しくは口数(以下69の5 - 4までにおいて「株数等」という。)のうち当該各法人の<u>当該相続開始の時における発行済みの株式の総数又は出資の合計額若しくは出資の総口数</u>(以下69の5 - 24までにおいて「発行済株式総数等」とい	(特定同族会社株式等の範囲) 69の5 - 1 <u>措置法第69条の5第2項第5号イ及びロの要件を満たす特定株式又は特定出資(以下69の5—26までにおいて「特例対象株式等」という。)</u>に係る法人が2以上ある場合の<u>同号</u>に規定する特定同族会社株式等(以下69の5—25までにおいて「特定同族会社株式等」という。)とは、被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた当該各法人の特例対象株式等の株数又は金額若しくは口数(以下69の5 - 11までにおいて「株数等」という。)のうち当該各法人の<u>発行済株式の総数又は出資金額若しくは出資の総口</u>

改 正 後	改 正 前
う。)に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 $\frac{2}{3}$ (2) <u>被相続人である相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の6-2の2までにおいて「特定贈与者」という。)が既に贈与(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5-27までにおいて同じ。)をした当該各法人に係る特例対象受贈株式等で措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けたもの(以下69の5-24までにおいて「届出済特例対象受贈株式等」という。)</u>がある場合 $\frac{2}{3} - A$ $A = \frac{\text{当該贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該贈与の時における当該各法人の発行済株式総数等}}$ なお、被相続人である特定贈与者が既に届出済特例対象受贈株式等の贈与を複数回行っているときは、上記に定める割合は、当該贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を$\frac{2}{3}$から控除して求めることに留意する。 (注) 1 上記の届出済特例対象受贈株式等には、被相続人である特定贈与者から贈与により届出済特例対象受贈株式等を取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。 2 措置法第69条の5第2項第12号イに掲げる特定事業用資産は、各法人ごとの特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等(同項第8号に規定する特定受贈同族会社株式等(以下69の5-27までにおいて「特定受贈同族会社株式等」という。))のうち、当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から特定贈与者の相続開始の時まで引き続き同項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。)である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額(当該特定受贈同族会社株式等については当該贈与時の価額をいう。))の合計額のうち10億円以下の部分をいうのであるから留意する。	数(以下69の5-26までにおいて「発行済株式総数等」という。)に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 $\frac{2}{3}$ (2) 相続税法第21条の9第5項に規定する特定贈与者(以下70の6-2の2までにおいて「特定贈与者」という。)であった被相続人が既に贈与(相続時精算課税の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下69の5-28までにおいて同じ。)をした当該各法人に係る措置法第69条の5第2項第6号イ及びロの要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資(以下69の5-26までにおいて「特例対象受贈株式等」という。))がある場合 $\frac{2}{3} - A$ $A = \frac{\text{当該特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該贈与の直前における当該各法人の発行済株式総数等}}$ なお、特定贈与者が既に特例対象受贈株式等の贈与を複数回行っているときには、上記に定める割合は、当該贈与ごとにAの割合を算出し、当該算出したAの割合を合計した割合を$\frac{2}{3}$から控除して求めることに留意する。 (注) 1 上記の特例対象受贈株式等は、措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けた特定受贈同族会社株式等(同条第2項第6号に規定する特定受贈同族会社株式等をいう。以下69の5-28までにおいて同じ。)をいうものとし、当該特定受贈同族会社株式等には、当該特定受贈同族会社株式等を特定贈与者であった被相続人から贈与により取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。 2 措置法第69条の5第2項第10号イに掲げる特定事業用資産は、各法人ごとの当該部分の価額及び69の5-2に規定する部分(贈与の時から特定贈与者の相続開始の時まで引き続き同項第9号ロ(1)及び(2)の要件を満たす特定事業用資産相続人等が有しているものに限る。)の価額(当該贈与時の価額をいう。)の合計額のうち3億円以下の部分をいうのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(特定受贈同族会社株式等の範囲) 69の 5 - 3 特例対象受贈株式等に係る法人が 2 以上ある場合の特定受贈同族会社株式等とは、被相続人である特定贈与者が贈与をした当該各法人の当該贈与の時ににおける特例対象受贈株式等の株数等のうち当該各法人の発行済株式総数等に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 $\frac{2}{3}$ (2) <u>被相続人である</u>特定贈与者が既に贈与（以下69の 5 - 7 までにおいて「従前贈与」という。）をした当該各法人に係る<u>届出済特例対象受贈株式等</u>がある場合 $\frac{2}{3} - A$ $A = \frac{\text{当該従前贈与をした届出済特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該従前贈与の時ににおける当該各法人の発行済株式総数等}}$ なお、被相続人である特定贈与者が従前贈与を複数回行っているときには、上記に定める割合は、当該従前贈与ごとに A の割合を算出し、当該算出した A の割合を合計した割合を $\frac{2}{3}$ から控除して求めることに留意する。 (注) 上記の<u>届出済特例対象受贈株式等</u>には、<u>被相続人である</u>特定贈与者から従前贈与により<u>届出済特例対象受贈株式等</u>を取得した者が、当該従前贈与の時から当該贈与の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。	(特定受贈同族会社株式等の範囲) 69の 5 - 2 特例対象受贈株式等に係る法人が 2 以上ある場合の特定受贈同族会社株式等とは、特定贈与者が贈与の直前に有していた当該各法人の特例対象受贈株式等の株数等のうち当該各法人の発行済株式総数等に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗じて算出した株数等に達するまでの部分をいうのであるから留意する。 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 $\frac{2}{3}$ (2) 特定贈与者が既に贈与（以下69の 5 - 2 において「従前贈与」という。）をした当該各法人に係る<u>特例対象受贈株式等</u>がある場合 $\frac{2}{3} - A$ $A = \frac{\text{当該特例対象受贈株式等の株数等}}{\text{当該従前贈与の直前における当該各法人の発行済株式総数等}}$ なお、特定贈与者が従前贈与を複数回行っているときには、上記に定める割合は、当該従前贈与ごとに A の割合を算出し、当該算出した A の割合を合計した割合を $\frac{2}{3}$ から控除して求めることに留意する。 (注) 上記の<u>特例対象受贈株式等</u>とは、<u>措置法第69条の 5 第10項の規定の適用を受けた特定受贈同族会社株式等</u>をいうものとし、当該<u>特定受贈同族会社株式等</u>には、当該<u>特定受贈同族会社株式等</u>を特定贈与者から従前贈与により取得した者が、当該従前贈与の時から当該贈与の時までに有しないこととなったものが含まれるのであるから留意する。
(削除)	(議決権に制限のある株式等) 69の 5 - 3 <u>措置法規則第23条の 2 の 2 第 3 項に規定する議決権に制限のある株式又は同条第 4 項に規定する議決権に制限のある出資は、特定同族会社株式等に該当せず、同条第 5 項の規定により準用される同条第 3 項に規定する議決権に制限のある株式又は同条第 4 項に規定する議決権に制限のある出資は、特定受贈同族会社株式等に該当しないことから、これらの議決権に制限のある株式又は出資（以下69の 5 —11までにおいて「議決権に制限のある株式等」という。）については、措置法第69条の 5 第 1 項の規定の適用はないのであるから留意する。</u>

改 正 後	改 正 前
(議決権の制限がある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定) 69の5—4 特定株式又は特定出資(以下69の5 - 6までにおいて「特定株式等」という。) が、特定同族会社株式等に該当するかどうかの判定をする場合において、措置法第69条の5第2項第7号イに規定する「株式の総数又は出資の合計額」には、法人の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部について制限された株式又は出資の株数等は含まれないのであるが、同号柱書に規定する「発行済みの株式の総数又は出資の合計額」、同号口(1)に規定する「発行済みの株式の総数」及び同号口(2)に規定する「出資の総口数」には、法人の株主総会等において議決権を行使できる事項の全部又は一部について制限された株式又は出資の株数等も含まれるのであるから留意する。 (注) 上記は、特定受贈株式又は特定受贈出資(以下69の5 - 7までにおいて「特定受贈株式等」という。) が、特定受贈同族会社株式等に該当するかどうかの判定をする場合について準用する。	(新設)
(削除)	(措置法令第40条の2の2第9項及び同条第14項に規定する特定株式等の意義) 69の5 - 4 措置法令第40条の2の2第9項柱書及び同項第1号に規定する特定株式又は特定出資とは、同条第5項の要件を満たす特定株式又は特定出資(措置法第69条の5第2項第1号に規定する特定株式又は同項第2号に規定する特定出資をいう。以下69の5 - 10までにおいて同じ。)(69の5 - 12参照)を、措置法令第40条の2の2第14項柱書及び同項第1号に規定する特定受贈株式又は特定受贈出資とは、同条第10項の要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資(措置法第69条の5第2項第3号に規定する特定受贈株式又は同項第4号に規定する特定受贈出資をいう。以下69の5 - 11までにおいて同じ。)(69の5 - 13参照)を、措置法令第40条の2の2第9項第2号及び同条第14項第2号に規定する特定受贈株式又は特定受贈出資とは、措置法第69条の5第10項の規定の適用を受けた特定受贈同族会社株式等をいうのであるから留意する。
(措置法第69条の5第2項第7号口又は第8号口に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定) 69の5 - 5 措置法第69条の5第2項第7号口又は第8号口に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価は、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下69の5 - 5において「評基通」という。)の定めにより算定した価額をいうのであ	(措置法令第40条の2の2第9項第1号又は第2号に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定) 69の5 - 5 措置法令第40条の2の2第9項第1号に規定する特定株式の1株当たりの時価若しくは特定出資の1口当たりの時価又は同項第2号に規定する特定受贈株式の1株当たりの時価若しくは特定受贈出資の1口当たりの時価は、被相続人から当該特定株式又

改正後	改正前
るが、当該時価を算定する場合において、措置法規則第23条の2の2第6項から第9項までの規定により評基通185((純資産価額))のただし書及び評基通188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))に定める(評基通194((合名会社等の出資の評価))により準用される部分を含む。)評価方法が適用されることはないのであるから留意する。	は特定出資を相続又は遺贈により取得した者が、それぞれ昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」(以下「財産評価基本通達」という。)の定めにより算定した1株当たりの価額又は1口当たりの価額をいうことに留意する。 なお、同一法人の特定株式又は特定出資を被相続人から相続又は遺贈により取得した者が2人以上いる場合において、財産評価基本通達の定めにより各人が算定した当該特定株式の1株当たりの価額若しくは特定出資の1口当たりの価額又は当該特定受贈株式の1株当たりの価額若しくは特定受贈出資の1口当たりの価額が異なっていたときには、当該異なる価額のうち最も低い価額を当該特定株式の1株当たりの時価若しくは特定出資の1口当たりの時価又は当該特定受贈株式の1株当たりの時価若しくは特定受贈出資の1口当たりの時価として取り扱って差し支えない。 (注)1 <u>上記の特定株式又は特定出資を相続又は遺贈により取得した者がそれぞれ、当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価を算定する場合において、当該特定受贈株式又は特定受贈出資が財産評価基本通達188((同族株主等以外の株主等が取得した株式))に規定する(財産評価基本通達194((合名会社等の出資の評価))の規定により準用される場合を含む。)</u>「同族株主以外の株主等が取得した株式等」に該当するか否かの判定は、<u>当該特定受贈株式又は特定受贈出資を贈与した特定贈与者であった被相続人の相続開始の時ににおいて当該特定受贈株式又は特定受贈出資を当該被相続人から既に贈与により取得した者が、当該同族株主以外の株主等に該当するか否かにより行うのであるから留意する。</u> なお、同一法人の特定受贈株式又は特定受贈出資を当該被相続人から既に贈与により取得した者が2人以上いる場合において、<u>当該特定受贈株式の1株当たりの価額又は特定受贈出資の1口当たりの価額が2以上算定されたときは、当該算定された価額のうち最も低い価額を当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価として取り扱って差し支えない。</u> 2 <u>当該特定受贈株式又は特定受贈出資を特定贈与者であった被相続人から既に贈与により取得した者が、当該被相続人に係る相続開始の時ににおいて当該法人の株式又は出資を有していない場合における当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価は、財産評価基本通達188-2((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))の定めにより(財産評価基本通達194の規定により準用される場合を含む。)算定した価額による。</u>

改 正 後	改 正 前
(削除)	(措置法令第40条の2の2第14項第1号又は第2号に規定する1株当たりの時価又は1口当たりの時価の算定) 69の5 - 6 措置法令第40条の2の2第14項第1号又は第2号に規定する特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価は、特定贈与者から同項第1号に規定する対象贈与(以下69の5 - 6において「対象贈与」という。)により同号の特定受贈株式又は特定受贈出資を取得した者が、それぞれ財産評価基本通達の定めにより算定した1株当たりの価額又は1口当たりの価額をいうことに留意する。 (注)1 上記の対象贈与により措置法令第40条の2の2第14項第1号の特定受贈株式又は特定受贈出資を取得した者が、同項第2号の特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価を算定する場合において、当該特定受贈株式又は特定受贈出資が財産評価基本通達188に規定する(財産評価基本通達194の規定により準用される場合を含む。) 「同族株主以外の株主等が取得した株式等」に該当するか否かの判定は、当該特定受贈株式又は特定受贈出資の同項第1号に規定する対象贈与の時において当該特定受贈株式又は特定受贈出資を当該特定贈与者から既に贈与により取得した者が、当該同族株主以外の株主等に該当するか否かにより行うのであるから留意する。 なお、同一法人の同項第2号の特定受贈株式又は特定受贈出資を当該特定贈与者から既に贈与により取得した者が2人以上いる場合において、当該特定受贈株式の1株当たりの価額又は特定受贈出資の1口当たりの価額が2以上算定されたときは、当該算定された価額のうち最も低い価額を当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価として取り扱って差し支えない。 2 当該特定受贈株式又は特定受贈出資を特定贈与者から既に贈与により取得した者が、対象贈与の時において当該法人の株式又は出資を有していない場合における当該特定受贈株式の1株当たりの時価又は特定受贈出資の1口当たりの時価は、財産評価基本通達188-2の定めにより(財産評価基本通達194の規定により準用される場合を含む。) 算定した価額による。 (特定株式又は特定出資に係る法人が2以上ある場合の20億円未満の判定) 69の5 - 7 措置法令第40条の2の2第9項第1号に規定する特定株式若しくは特定出資に係る法人又は同項第2号に規定する特定受贈株式若しくは特定受贈出資に係る法人がそれぞれ2以上ある場合の同項柱書に規定する合計額は、それぞれ各法人ごとに求めた同条第9項第1号又は第2号に規定する金額を合計した金額となるのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(特定同族会社株式等に係る 20 億円未満の判定対象となる法人) 69 の 5 - 6 措置法第 69 条の 5 第 2 項第 7 号ロに規定する「すべての法人」とは、次の(1)及び(2)に掲げる法人のすべてをいい、次の(2)に掲げる法人には、同条第 10 項の規定の適用を受けていない特定受贈株式等に係る法人も含まれるのであるから留意する。 (1) 相続開始の直前及び当該相続開始の時ににおいて措置法第 69 条の 5 第 2 項第 7 号イに掲げる要件を満たす特定株式等に係る法人 (2) 贈与の直前及び当該贈与の時ににおいて措置法第 69 条の 5 第 2 項第 8 号イに掲げる要件を満たす特定受贈株式等に係る法人 (注) 上記(1)及び(2)のいずれの法人にも該当する同一の法人があるときには、措置法第 69 条の 5 第 2 項第 7 項ロの金額の計算上、重複計算は要しないのであるから留意する。 (特定受贈同族会社株式等に係る 20 億円未満の判定対象となる法人) 69 の 5 - 7 措置法第 69 条の 5 第 2 項第 8 号ロに規定する「すべての法人」とは、次の(1)から(3)までに掲げる法人のすべてをいい、次の(2)に掲げる法人には、同条第 10 項の規定の適用を受けていない特定受贈株式等に係る法人も含まれるのであるから留意する。 (1) 贈与の直前及び当該贈与の時ににおいて措置法第 69 条の 5 第 2 項第 8 号イに掲げる要件を満たす特定受贈株式等に係る法人 (2) 従前贈与の直前及び当該従前贈与の時ににおいて措置法第 69 条の 5 第 2 項第 8 号イに掲げる要件を満たす特定受贈株式等に係る法人 (3) 贈与の直前及び当該贈与の時ににおいて措置法規則第 23 条の 2 の 2 第 10 項後段の規定により読み替えて適用される措置法第 69 条の 5 第 2 項第 8 号イに掲げる要件を満たす措置法第 69 条の 5 第 2 項第 5 号に規定する特定保有株式又は同項第 6 号に規定する特定保有出資に係る法人 (注) 上記(1)から(3)までのいずれか 2 以上に該当する同一の法人があるときには、措置法第 69 条の 5 第 2 項第 8 号ロの金額の計算上、重複計算は要しないのであるから留意する。	(注) 被相続人が相続開始の直前に有していた同条第 5 項の要件を満たす特定株式又は特定出資(69 の 5 - 10 参照)である限り、措置法第 69 条の 5 第 2 項第 5 号イの要件を満たさないものであっても措置法第 40 条の 2 の 2 第 9 項第 1 号の金額の計算の対象に含まれるのであるが、同項第 2 号の金額の計算の対象となるものは、特定贈与者であった被相続人が既に贈与をした特定受贈同族会社株式等で措置法第 69 条の 5 第 10 項の規定の適用を受けたもののみである(69 の 5 - 4 参照)から留意する。 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
<u>意する。</u> (削除) (払戻請求権がある場合の20億円未満の判定) 69の 5 - 8 措置法令第40条の 2 の 2 第28項の規定により特定出資に該当する払戻請求権がある場合の措置法第69条の 5 第 2 項第 7 号口の要件の判定は、当該払戻請求権の価額を基に行うのであるから留意する。 (注) 贈与により取得した払戻請求権は、<u>特定受贈出資とみなされていないことから、措置法第69条の 5 第 1 項の規定の適用はないのであるから留意する。</u> (削除)	(特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人が 2 以上ある場合の20億円未満の判定) 69の 5 - 8 措置法令第40条の 2 の 2 第14項第 1 号又は第 2 号に規定する特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人がそれぞれ 2 以上ある場合等の20億円未満の判定については、<u>69の 5 - 7 を準用する。</u> (払戻請求権がある場合の20億円未満の判定) 69の 5 - 9 措置法令第40条の 2 の 2 第36項の規定により特定出資に該当する払戻請求権がある場合の措置法第69条の 5 第 2 項第 5 号口の要件の判定は、当該払戻請求権の価額を基に行うのであるから留意する。 (注) 贈与により取得した払戻請求権は、措置法第69条の 5 第 1 項の規定の適用はないのであるから留意する。 (措置法令第40条の 2 の 2 第 5 項の要件を満たす特定株式又は特定出資) 69の 5 - 10 措置法令第40条の 2 の 2 第 5 項に規定する特定株式又は特定出資とは、次に掲げるすべての要件を満たす者が相続又は遺贈により取得した特定株式又は特定出資(議決権に制限のある株式等を除く。)をいうのであるから留意する。 (1) 当該相続の開始の時ににおいて当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式総数等の50%を超えて有している株主関係者グループ(当該法人の株主の 1 人又は社員の 1 人及びその親族並びにこれらの者と措置法第69条の 4 第 3 項第 4 号に規定する特別の関係のある個人又は法人をいう。以下69の 5 —11までにおいて同じ。)に属する株主又は社員であること。 (2) 当該相続の開始の時ににおいて当該特定株式又は特定出資に係る法人の発行済株式総数等の 5 %以上を有している株主又は社員であること。 (注) <u>上記(1)及び(2)の持株割合又は出資割合を判定する場合には、次の点に留意する。</u> 1 株主関係者グループ又は当該株主関係者グループに属する株主若しくは社員が有する特定株式又は特定出資の株数等は、当該相続又は遺贈により当該特定株式又は特定出資を取得した後の当該特定株式又は特定出資の株数等によること。 2 特定株式又は特定出資の株数等及び当該特定株式又は特定出資に係る法人の発

改 正 後	改 正 前
(削除)	<u>行済株式総数等には、議決権に制限のある株式等の株数等が含まれないこと。</u> (措置法令第40条の2の2第10項の要件を満たす特定受贈株式又は特定受贈出資) 69の5 - 11 <u>措置法令第40条の2の2第10項に規定する特定受贈株式又は特定受贈出資とは、(1)に掲げる要件を満たし、かつ、(2)又は(3)に掲げる要件のいずれかを満たす者が贈与により取得した特定受贈株式又は特定受贈出資(議決権に制限のある株式等を除く。)をいうのであるから留意する。</u> (1) <u>当該贈与の時ににおいて当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式総数等の50%を超えて有している株主関係者グループに属する株主又は社員であること。</u> (2) <u>当該贈与の時ににおいて当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式総数等の5%以上を有している株主又は社員であること。</u> (3) <u>当該贈与の時ににおいて当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の中心的な同族個人株主(当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式総数等の25%以上を当該株主又は社員並びに当該株主又は社員の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び1親等の姻族で有している場合の当該株主又は社員をいう。)であること。</u> (注) <u>上記(1)から(3)までの持株割合又は出資割合を判定する場合には、次の点に留意する。</u> 1 (1)から(3)までに規定する特定受贈株式又は特定受贈出資の株数等は、当該贈与により当該特定受贈株式又は特定受贈出資を取得した直後の当該特定受贈株式又は特定受贈出資の株数等によること。 2 <u>特定受贈株式又は特定受贈出資の株数等及び当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の発行済株式総数等には、議決権に制限のある株式等の株数等が含まれないこと。</u>
(役員である期間の意義) 69の5 - 9 <u>措置法第69条の5第2項第11号口(2)に規定する政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係る法人の措置法規則第23条の2の2第11項に規定する役員(以下69の5—9において「役員」という。)としての地位を有しているかどうかは、役員であった期間(当該特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。)を合計した期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかで判定す</u>	(役員である期間の意義) 69の5 - 12 <u>措置法第69条の5第2項第9号口(2)に規定する政令で定める期間において、特定受贈同族会社株式等に係る法人の措置法規則第23条の2の2第7項に規定する役員(以下69の5—12において「役員」という。)としての地位を有しているかどうかは、役員であった期間(当該特定受贈同族会社株式等の贈与の時以後の期間に限る。)を合計した期間が当該政令で定める期間以上の期間であるかどうかで判定するのであるから留意す</u>

改 正 後	改 正 前
るのであるから留意する。 (注) 当該法人に係る特定受贈同族会社株式等の贈与が複数回あるため上記の政令で定める期間が異なることとなる場合には、各贈与に係る当該政令で定める期間ごとに上記の判定を行うのであるから留意する。 (特定贈与者の死亡以前に特定事業用資産相続人等が死亡した場合の特定事業用資産相続人等) 69の5 - 10 特定受贈同族会社株式等の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等が死亡した場合には、当該特定事業用資産相続人等の納税義務等承継人(相続税法第21条の17又は第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下70の6 - 2の2までにおいて「相続時精算課税適用者」という。))が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含む。)をいう。以下69の5 - 18までにおいて同じ。)を当該死亡の時から措置法第69条の5第2項第11号ロ(1)から(3)までの要件を満たす特定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。この場合、当該納税義務等承継人が当該特定受贈同族会社株式等を選択特定事業用資産として選択をしたとき(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、その全員が共同して選択したときに限る。)において、当該納税義務等承継人(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、そのうちのいずれかの者)が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き有している当該特定受贈同族会社株式等については、措置法第69条の5第2項第12号イに規定する特定受贈同族会社株式等に該当するのであるから留意する。 (注)(省略) (特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産) 69の5 - 11 措置法第69条の5第2項第12号ロ(1)に掲げる特定事業用資産とは、同項第9号に規定する特定森林施業計画対象山林(以下69の5—22までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。	る。 (注) 当該特定受贈同族会社株式等の贈与が複数回あるため上記の政令で定める期間が異なることとなる場合には、各贈与に係る当該政令で定める期間ごとに上記の判定を行うのであるから留意する。 (特定贈与者の死亡以前に特定事業用資産相続人等が死亡した場合の特定事業用資産相続人等) 69の5 - 13 特定受贈同族会社株式等の贈与の時から当該贈与に係る特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈同族会社株式等を贈与により取得した特定事業用資産相続人等が死亡した場合には、当該特定事業用資産相続人等の納税義務等承継人(相続税法第21条の17又は第21条の18((相続時精算課税に係る相続税の納付義務の承継等))の規定により同法第21条の9第5項に規定する相続時精算課税適用者(以下70の6 - 2の2までにおいて「相続時精算課税適用者」という。))が有していた相続時精算課税の適用を受けていたことに伴う納税に係る権利又は義務を承継した当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含む。)をいう。以下69の5 - 21までにおいて同じ。)を当該死亡の時から措置法第69条の5第2項第9号ロ(1)及び(2)に掲げる要件を満たす特定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。この場合、当該納税義務等承継人が当該特定受贈同族会社株式等を選択特定事業用資産として選択をしたとき(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、その全員が共同して選択したときに限る。)において、当該納税義務等承継人(納税義務等承継人が2人以上いる場合には、そのうちのいずれかの者)が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き有している当該特定受贈同族会社株式等については、措置法第69条の5第2項第10号イに規定する特定受贈同族会社株式等に該当するのであるから留意する。 (注)(同左) (特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産) 69の5 - 14 措置法第69条の5第2項第10号ロ(1)に掲げる特定事業用資産とは、同項第7号に規定する特定森林施業計画対象山林(以下69の5—28までにおいて「特定森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により<u>当該</u>特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定（以下69の5—18までにおいて「市町村長等の認定」という。）を受けていた森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林施業計画（以下69の5—18までにおいて「森林施業計画」という。）の<u>定められている</u>区域内に存するものであること。 (2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限（以下69の5—18までにおいて「相続税の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。 （省略） 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から<u>当該相続又は遺贈に係る</u>相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第10条の規定を含む。次の並びに69の5 - 12(2) 及び(注)1において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から<u>当該相続又は遺贈に係る</u>相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第12項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5—12までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該<u>相続開始</u>の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該<u>相続開始</u>の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該<u>相続開始</u>の時から<u>当該相続又は遺贈に係る</u>相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定に	(1) 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に同号に規定する市町村長等の認定（以下69の5—21までにおいて「市町村長等の認定」という。）を受けていた森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林施業計画（以下69の5—21までにおいて「森林施業計画」という。）の<u>定められていた</u>区域内に存するものであること。 (2) 措置法第69条の5第1項に規定する申告期限（以下69の5—21までにおいて「相続税の申告期限」という。）において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）であること。 （同左） 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第10条の規定を含む。次の並びに69の5 - 15 及び(注)1において同じ。）による変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人から相続又は遺贈により当該特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に措置法令第40条の2の2第19項第2号の市町村長等の新認定（以下69の5—15までにおいて「市町村長等の新認定」という。）を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が、当該<u>相続</u>の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該<u>相続の開始</u>の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該<u>相続の開始</u>の時から相続税の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画

改 正 後	改 正 前
より変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画 被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該被相続人に係る相続開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画 (3) (省略) (注) 被相続人に係る相続開始の時から当該被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林施業計画対象山林については、特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。 (特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産) 69の5 - 12 措置法第69条の5第2項第12号口(2)に掲げる特定事業用資産とは、同項第10号に規定する特定受贈森林施業計画対象山林(以下69の5—26までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。 (1) 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画の定められている区域内に存するものであること。 (2) 措置法令第40条の2の2第14項に規定する贈与税等の申告期限(以下69の5 - 12において「贈与税等の申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)であること。 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画 被相続人である特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(納税義務等承継人のうち当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した者(以下	被相続人から相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該相続の開始の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該被相続人の親族が当該相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画 (3) (同左) (注) 被相続人に係る相続開始の時から相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、同項の規定の適用を受けようとする当該被相続人の親族が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定森林施業計画対象山林については、特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。 (特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産) 69の5 - 15 措置法第69条の5第2項第10号口(2)に掲げる特定事業用資産とは、同項第8号に規定する特定受贈森林施業計画対象山林(以下69の5—28までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林」という。)のうち次に掲げるすべての要件を満たす区域内に存するものをいうのであるから留意する。 (1) 特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林施業計画の定められていた区域内に存するものであること。 (2) 措置法令第40条の2の2第21項に規定する贈与税等の申告期限(以下69の5 - 15までにおいて「贈与税等の申告期限」という。)において現に効力を有する次に掲げるいずれかの森林施業計画の定められた区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)であること。 特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画 特定贈与者が贈与の前に市町村長等の認定を受けていた特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者からの贈与により当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(納税義務等承継人のうち当該特定受贈森林施業計画対象山林を取得した者(以下69の5 - 21までに

改 正 後	改 正 前
69の5 - 18までにおいて「特定受贈森林施業計画対象山林承継人」という。)を含む。)が、当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が、当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画 被相続人である特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画 (3) 被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定受贈森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。 (注) 1 贈与税等の申告期限から当該被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、下記(注)2に該当しない限り、措置法第69条の5第2項第12号口(2)に掲げる特定事業用資産に該当するのであるから留意する。 2 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時か	において「特定受贈森林施業計画対象山林承継人」という。)を含む。)が、当該贈与の時から贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画 特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が、当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定森林施業計画対象山林に係る森林施業計画 特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が当該贈与の時から贈与税等の申告期限までの間に森林法第12条の規定により変更の認定を受けた場合の当該変更の認定を受けた後の森林施業計画 特定贈与者からの贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に市町村長等の認定を受けていた当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る森林施業計画について、当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が当該贈与の時から贈与税等の申告期限までの間に市町村長等の新認定を受けた場合の当該市町村長等の新認定を受けた森林施業計画 (3) 特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する上記(2)に掲げる森林施業計画において、特定受贈森林施業計画対象山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が施業を行うこととされている区域内に存するものであること。 (注) 1 贈与税等の申告期限から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間に、当該特定贈与者又は特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。)が上記(2)に掲げる森林施業計画について、市町村長等の新認定又は森林法第12条の規定による変更の認定を受けた場合であっても、当該新認定又は変更の認定後の森林施業計画の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、下記(注)2に該当しない限り、措置法第69条の5第2項第10号口(2)に掲げる特定事業用資産に該当するのであるから留意する。 2 特定贈与者が特定受贈森林施業計画対象山林を贈与した時から当該特定贈与

改 正 後	改 正 前
ら当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、措置法第69条の5第2項第12号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。	者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限を経過する時までの間のいずれかの時点で、当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画において、措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が施業を行うこととされていた区域以外の区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林については、措置法第69条の5第2項第10号ロ(2)に掲げる特定事業用資産に該当しないのであるから留意する。
（共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画） 69の5 - 13 措置法第69条の5第2項第12号ロ(1)及び(2)並びに措置法令第40条の2の2第12項から第15項までに規定する森林施業計画には、被相続人若しくは被相続人である特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族若しくは当該特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が他の個人（当該被相続人又は特定贈与者を除く。）若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれるのであるから留意する。	（共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画） 69の5 - 16 措置法第69条の5第2項第10号ロ(1)及び(2)並びに措置法令第40条の2の2第19項から第21項までに規定する森林施業計画には、被相続人若しくは特定贈与者が他の個人若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画又は当該被相続人の親族若しくは特定贈与者の推定相続人（特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。）が他の個人（当該被相続人又は特定贈与者を除く。）若しくは法人と共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画がそれぞれ含まれるのであるから留意する。
（特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分） 69の5 - 14 措置法令第40条の2の2第13項に規定する「相続開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」（以下69の5—14において「効力を有する森林施業計画」という。）が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第12号ロ(1)に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。	（特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分） 69の5 - 17 措置法令第40条の2の2第20項に規定する「相続開始の時から相続税の申告期限までの間に当該特定森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「被相続人に係る相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」（以下69の5—17において「効力を有する森林施業計画」という。）が、同項に規定する特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定森林施業計画対象山林のうち効力を有する森林施業計画において被相続人の親族が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の5第2項第10号ロ(1)に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。

改 正 後	改 正 前
(特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分)	(特定受贈森林施業計画対象山林を取得した特定贈与者の推定相続人が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分)
69の 5 - 15 措置法令第40条の 2 の 2 第15項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」(以下69の 5 - 15において「効力を有する受贈森林施業計画」という。) が、同項に規定する特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人 (特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。) と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該特定贈与者の推定相続人 (特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。) が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定受贈森林施業計画対象山林のうち効力を有する受贈森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人 (特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。) が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の 5 第 2 項第12号口(2)に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。	69の 5 - 18 措置法令第40条の 2 の 2 第22項に規定する「贈与の時から当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限までの間に当該特定受贈森林施業計画対象山林について効力を有する森林施業計画」又は「相続税の申告期限を経過する時に現に効力を有する森林施業計画」(以下69の 5 - 18において「効力を有する受贈森林施業計画」という。) が、同項に規定する特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人 (特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。) と他の個人又は法人が共同で市町村長等の認定を受けているものである場合において、当該特定贈与者の推定相続人 (特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。) が施業を行うこととされている森林の区域と当該他の個人又は法人が施業を行うこととされている森林の区域が区分して定められているときには、特定受贈森林施業計画対象山林のうち効力を有する受贈森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人 (特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。) が施業を行うこととされている森林の区域内に存するものが措置法第69条の 5 第 2 項第10号口(2)に掲げる特定事業用資産に該当することとなるのであるから留意する。
(相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の 5 第 2 項第11号イに規定する特定事業用資産相続人等の判定)	(相続開始の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の 5 第 2 項第 9 号イに規定する特定事業用資産相続人等の判定)
69の 5 - 16 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈 (措置法令第40条の 2 の 2 第30項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。) により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画 (以下69の 5 —16において「消滅前計画」という。) の効力が当該相続開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日 (以下69の 5 —16において「効力消滅日」という。) の翌日に現に効力を有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号) 第 9 条第 1 項に規定する認定請求書及び森林施業計画書 (当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。) を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の 5 第 2 項第11号イ(5)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日 (当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合	69の 5 - 19 被相続人又は当該被相続人から相続若しくは遺贈 (措置法令第40条の 2 の 2 第38項の適用がある特定の名義で行われるものを除く。) により特定森林施業計画対象山林を取得した当該被相続人の親族が当該特定森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画 (以下69の 5 —19において「消滅前計画」という。) の効力が当該相続の開始の時から相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日 (以下69の 5 —19において「効力消滅日」という。) の翌日に現に効力を有する当該特定森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該被相続人又は当該被相続人の親族が当該効力消滅日までに森林法施行規則 (昭和26年農林省令第54号) 第 9 条第 1 項に規定する認定請求書及び森林施業計画書 (当該特定森林施業計画対象山林に係るものに限る。) を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該被相続人の親族が施業を行っていたときには、措置法第69条の 5 第 2 項第 9 号イ(4)の要件の判定上、当該被相続人の親族が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日 (当該相続又は遺贈に係る申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合

改 正 後	改 正 前
には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う。 (注) (省略)	合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該被相続人の親族が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う。 (注) (同左)
(贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第11号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定)	(贈与の時から相続税の申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存在しない場合の措置法第69条の5第2項第9号ロに規定する特定事業用資産相続人等の判定)
69の5-17 被相続人である特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。以下69の5-17において同じ。)が当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画(以下69の5—17において「消滅前計画」という。)の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5-17において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書(当該特定受贈森林施業計画対象山林に係るものに限る。)を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第11号ロ(5)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日(当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う(措置法令第40条の2の2第31項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。))。 (注) (省略)	69の5-20 特定贈与者又は当該特定贈与者から贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した当該特定贈与者の推定相続人(特定受贈森林施業計画対象山林承継人を含む。以下69の5-20において同じ。)が当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る市町村長等の認定を受けていた森林施業計画(以下69の5—20において「消滅前計画」という。)の効力が当該贈与の時から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に消滅し、かつ、その効力が消滅した日(以下69の5-20において「効力消滅日」という。)の翌日に現に効力を有する当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る新たな森林施業計画が存しない場合であっても、当該特定贈与者又は当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日までに森林法施行規則第9条第1項に規定する認定請求書及び森林施業計画書(当該特定受贈森林施業計画対象山林に係るものに限る。)を提出し、後に当該認定請求に係る森林施業計画について市町村長等の認定を受け、当該認定を受けた森林施業計画に基づき当該特定贈与者の推定相続人が施業を行っていたときには、措置法第69条の5第2項第9号ロ(4)の要件の判定上、当該特定贈与者の推定相続人が当該効力消滅日の翌日から当該認定を受けた森林施業計画の始期の前日(当該特定贈与者の死亡により開始した相続に係る相続税の申告期限が当該森林施業計画の始期の前日前に到来する場合には、その申告期限の日。)まで引き続き消滅前計画に基づき当該特定受贈森林施業計画対象山林(当該認定を受けた森林施業計画において当該特定贈与者の推定相続人が施業を行うこととされている区域内に存するものに限る。)について施業を行っていたものとして取り扱う(措置法令第40条の2の2第39項の規定により施業を行っていたものとみなされる場合を除く。))。 (注) (同左)
(特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の特定事業用資産相続人等)	(特定贈与者の死亡以前に相続時精算課税適用者が死亡した場合の特定事業用資産相続人等)

改 正 後	改 正 前
69の5 - 18 特定受贈森林施業計画対象山林の贈与の時から当該贈与に係る被相続人である特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の納税義務等承継人（当該納税義務等承継人のうちに特定受贈森林施業計画対象山林承継人がおり、かつ、当該特定受贈森林施業計画対象山林承継人が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き当該特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている場合に限る。）を当該死亡の時から同法第69条の5第2項第11号ロ(4)及び(5)に掲げる要件を満たす特定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。 （注）（省略） （共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合）	69の5 - 21 特定受贈森林施業計画対象山林の贈与の時から当該贈与に係る特定贈与者の相続開始の時までに当該特定贈与者から当該特定受贈森林施業計画対象山林を贈与により取得した相続時精算課税適用者が死亡した場合には、当該相続時精算課税適用者の納税義務等承継人（当該納税義務等承継人のうちに特定受贈森林施業計画対象山林承継人がおり、かつ、当該特定受贈森林施業計画対象山林承継人が当該死亡の時から当該特定贈与者の相続開始の時まで引き続き当該特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っている場合に限る。）を当該死亡の時から同法第69条の5第2項第9号ロ(3)及び(4)に掲げる要件を満たす特定事業用資産相続人等に該当するものとして取り扱うものとする。 （注）（同左） （共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合）
69の5 - 19 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第12号に規定する特定事業用資産（以下69の5—26までにおいて「特定事業用資産」という。）の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続（以下69の5 - 19において「第一次相続」という。）に係る共同相続人等のうちいずれか（当該被相続人の親族に限る。）が死亡した場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その特定事業用資産は分割により当該親族が取得したものとして取り扱うことができる。 （申告書の提出期限後に分割された特定事業用資産について特例の適用を受ける場合）	69の5 - 22 相続又は遺贈により取得した措置法第69条の5第2項第10号に規定する特定事業用資産（以下69の5—28までにおいて「特定事業用資産」という。）の全部又は一部が共同相続人等によって分割される前に当該相続（以下69の5 - 22において「第一次相続」という。）に係る共同相続人等のうちいずれか（当該被相続人の親族に限る。）が死亡した場合において、第一次相続により取得した特定事業用資産の全部又は一部が、当該親族の共同相続人等及び第一次相続に係る当該親族以外の共同相続人等によって分割され、その分割により当該親族の取得した特定事業用資産として確定させたものがあるときは、措置法第69条の5第1項の規定の適用に当たっては、その特定事業用資産は分割により当該親族が取得したものとして取り扱うことができる。 （申告書の提出期限後に分割された特定事業用資産について特例の適用を受ける場合）
69の5 - 20 （省略） （申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請） 69の5 - 21 相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定事業用資産及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等が分割された後に、措置	69の5 - 23 （同左） （申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請） 69の5 - 24 相続税法第27条の規定による相続税の申告書の提出期限から3年以内に共同相続人等によって分割されていない特定事業用資産及び特例対象宅地等がある場合において、当該分割されていない特定事業用資産又は特例対象宅地等が分割された後に、措置

改 正 後	改 正 前
法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第16項及び措置法令第40条の2第12項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。 (注) 措置法令第40条の2の2第18項各号かつこ書及び措置法令第40条の2第13項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。	法第69条の5第1項又は措置法第69条の4第1項のいずれかの規定の適用を受けるために、当該共同相続人等は、措置法令第40条の2の2第23項及び措置法令第40条の2第12項においてそれぞれ準用する相続税法施行令(昭和25年3月31日政令第71号)第4条の2第2項((配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例))に規定する承認申請書をそれぞれ同時に提出することができるものとする。 (注) 措置法令第40条の2の2第27項各号かつこ書及び措置法令第40条の2第13項かつこ書の所轄税務署長の承認を受けようとする場合の承認申請書の提出についても、上記に準じて取り扱う。
(特定(受贈)同族会社株式等及び特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例を受ける場合の限度額計算) 69の5 - 22 措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等(以下69の5 - 23までにおいて「特定(受贈)同族会社株式等」という。)である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額が同条第5項に規定するいずれか低い金額に満たない場合において、同条第1項の規定の適用を受けることができる特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林(以下69の5 - 23までにおいて「特定(受贈)森林施業計画対象山林」という。)の価額の限度額は、小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受ける場合(69の5 - 23(3)の算式による。)を除き、次の算式により計算した価額となるのであるから留意する。 $A \times \frac{B - C}{B}$ (注) 算式中の符号は次のとおりである(69の5 - 23までにおいて同じ。) Aは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等に係るすべての特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定事業用資産の価額の合計額 Bは、措置法第69条の5第5項に規定するいずれか低い金額(69の5 - 24参照) Cは、措置法第69条の5第2項第11号イ又はロの要件を満たす特定事業用資産相続人等が選択したすべての特定(受贈)同族会社株式等である特定事業用資産(以下69の5 - 24までにおいて「選択株式等」という。)の価額の合計額	(新設)

改 正 後	改 正 前
(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等) 69の5 - 23 措置法第69条の4第1項の規定の適用を受けようとする選択特例対象宅地等に係る同条第2項第4号イからハまでに掲げるものの面積の合計が400㎡に満たない場合において、措置法第69条の5第7項の規定により同条第1項の規定の適用を受けることができる特定事業用資産の価額の限度額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める算式により計算した価額となるのであるから留意する。 (1) 特定(受贈)同族会社株式等について同項の規定の適用を受ける場合((3)に掲げる場合を除く。) $B \times \frac{400\text{㎡} - D}{400\text{㎡}}$ (2) 特定(受贈)森林施業計画対象山林について同項の規定の適用を受ける場合((3)に掲げる場合を除く。) $A \times \frac{400\text{㎡} - D}{400\text{㎡}}$ (3) 特定(受贈)同族会社株式等及び特定(受贈)森林施業計画対象山林について同項の規定の適用を受ける場合(選択株式等の価額が(1)の算式により計算した限度額未満となる場合に限る。) $A \times \left[\left(\frac{400\text{㎡} - D}{400\text{㎡}} \right) - \frac{C}{B} \right]$ (注) 1 措置法第69条の5第5項又は第7項の規定により、選択株式等、同条第2項第11号イ又は口の要件を満たす特定事業用資産相続人等が選択したすべての特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定事業用資産(以下69の5 - 23において「選択山林」という。)又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合の69の5 - 22及び上記に定める計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。 $D + \left(400\text{㎡} \times \frac{C}{B} \right) + \left(400\text{㎡} \times \frac{E}{A} \right) \leq 400\text{㎡}$ 2 算式中のD及びEの符号は次のとおりである。 Dは、措置法第69条の4第2項第4号イからハまでに掲げる面積の合計(同項第4号の要件を満たす場合に限る。) Eは、選択山林の価額の合計額	(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合の限度額の計算等) 69の5 - 25 措置法第69条の5第5項又は第7項の規定の適用を受ける場合に選択特定事業用資産の価額とみなされる価額は、次に掲げる選択特定事業用資産の区分に応じ次に定める価額を超えない価額であることに留意する。 (1) 特定同族会社株式等若しくは特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産(以下「選択株式等」という。)及び特定森林施業計画対象山林若しくは特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産(以下「選択山林」という。)について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合((4)に規定する場合を除く。)の選択山林 $A \times \frac{B - D}{B}$ (2) 小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受け、選択株式等について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合((4)に規定する場合を除く。)の選択株式等 $B \times \frac{400\text{㎡} - C}{400\text{㎡}}$ (3) 小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受け、選択山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合((4)に規定する場合を除く。)の選択山林 $A \times \frac{400\text{㎡} - C}{400\text{㎡}}$ (4) 小規模宅地等について措置法第69条の4第1項の規定の適用を受け、選択株式等及び選択山林について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受ける場合(選択株式等の価額が(2)に定める金額未満である場合に限る。)の選択山林 $A \times \frac{B \times \left(\frac{400\text{㎡} - C}{400\text{㎡}} \right) - D}{B \times \left(\frac{400\text{㎡} - C}{400\text{㎡}} \right)} \times \left(\frac{400\text{㎡} - C}{400\text{㎡}} \right)$ (注) 1 措置法第69条の5第5項又は第7項の規定により、選択株式等、選択山林又は小規模宅地等について、同条第1項又は措置法第69条の4第1項の適用を受ける場合の上記に定める計算に該当するときを算式で示せば、次のとおりとなる。 $C + \left(400\text{㎡} \times \frac{D}{B} \right) + \left(400\text{㎡} \times \frac{E}{A} \right) \leq 400\text{㎡}$ 2 算式中の符号は次のとおりである。 Aは、相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与を含む。以下69の5—26

改 正 後	改 正 前
(措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算) 69の5 - 24 措置法第69条の5第5項に規定する割合は、次の算式により算出しても差し支えない。なお、下記の(2)及び(3)の「届出済特例対象受贈株式等」には、当該届出済特例対象受贈株式等を被相続人である特定贈与者から贈与により取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の直前までに有しないこととなった<u>もの</u>も含まれるのであるから留意する。 $\frac{\text{各法人ごとのAの合計額}}{\text{各法人ごとのBの合計額と0億円のいずれか低い金額}}$ A及びBは、次に掲げる各法人の区分に応じ次のとおりである。 (1) 特例対象株式等に係る法人((3)に掲げる法人を除く。) $A = \left(a \times b \times \frac{2}{3} \right) - c$ $B = a \times b \times \frac{2}{3}$ (注) aは、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の1株又は1口当たりの時価 bは、相続開始の<u>時</u>における当該法人の発行済株式総数等 cは、<u>措置法第69条の5第2項第11号イの要件を満たすすべての特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u> (2) <u>届出済特例対象受贈株式等</u>に係る法人((3)に掲げる法人を除く。) $A = (h + (d \times e \times f)) - g$	までにおいて同じ。)により財産を取得した者に係るすべての特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産の価額の合計額 Bは、<u>措置法第69条の5第5項に規定するいずれか低い金額</u> Cは、措置法第69条の4第2項第4号イから八までに掲げる面積の合計(同項第4号の要件を満たす場合に限る。) Dは、相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての<u>選択株式等の価額の合計額</u> Eは、<u>相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択山林の価額の合計額</u> (措置法第69条の5第5項に規定する割合の計算) 69の5 - 26 措置法第69条の5第5項に規定する割合は、次の算式により算出しても差し支えない。なお、下記の(2)及び(3)の「<u>特例対象受贈株式等</u>」は、当該特例対象受贈株式のうち同条第10項の規定の適用を受けた特定受贈同族会社株式等とし、当該特定受贈同族会社株式等には、当該特定受贈同族会社株式等を特定贈与者であった被相続人から贈与により取得した者が、当該贈与の時から当該被相続人に係る相続開始の直前までに有しないこととなった<u>特定受贈同族会社株式等</u>も含まれるのであるから留意する。 $\frac{\text{各法人ごとのAの合計額}}{\text{各法人ごとのBの合計額と0億円のいずれか低い金額}}$ A及びBは、次に掲げる各法人の区分に応じ次のとおりである。 (1) 特例対象株式等に係る法人((3)に掲げる法人を除く。) $A = \left(a \times b \times \frac{2}{3} \right) - c$ $B = a \times b \times \frac{2}{3}$ (注) aは、相続開始の時ににおける当該特例対象株式等の1株又は1口当たりの時価 bは、相続開始の<u>直前</u>における当該特例対象株式等に係る法人の発行済株式総数等 cは、<u>相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u> (2) <u>特例対象受贈株式等</u>に係る法人((3)に掲げる法人を除く。)

改 正 後	改 正 前
$B = h + (d \times e \times f)$ (注) d は、贈与（相続開始の時までに被相続人である特定贈与者が複数回贈与をして<u>いた場合には、そのうち当該相続開始の時に最も近い贈与時の贈与をいう。</u>以下69の5-24において「最終贈与」という）の<u>時における当該届出済特例対象受贈株式等の1株又は1口当たりの時価</u> e は、<u>最終贈与の時における当該法人の発行済株式総数等</u> f は、<u>最終贈与の時における措置法令第40条の2の2第7項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合</u> g は、<u>措置法第69条の5第2項第11号口の要件を満たすすべての特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u> h は、<u>被相続人である特定贈与者が最終贈与以外の贈与をした当該法人に係るすべての届出済特例対象受贈株式等の価額の合計額</u> (3) 特例対象株式等及び<u>届出済特例対象受贈株式等</u>に係る法人 $A = (m + (i \times j \times k)) - l$ $B = m + (i \times j \times k)$ (注) i は、<u>相続開始の時における当該特例対象株式等の1株又は1口当たりの時価</u> j は、<u>相続開始の時における当該法人の発行済株式総数等</u> k は、<u>相続開始の時における措置法令第40条の2の2第5項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合</u> l は、<u>措置法第69条の5第2項第11号イ又は口の要件を満たすすべての特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u> m は、<u>被相続人である特定贈与者が贈与をした当該法人に係るすべての届出済特例対象受贈株式等の価額の合計額</u>	$A = (h + (d \times e \times f)) - g$ $B = h + (d \times e \times f)$ (注) d は、贈与（相続開始の時までに<u>特定贈与者であった被相続人から複数回贈与があった場合には、そのうち当該相続開始の時に最も近い贈与時の贈与をいう。</u>以下69の5-26において「最終贈与」という）の<u>時における当該特例対象受贈株式等の1株又は1口当たりの時価</u> e は、<u>最終贈与の直前における当該特例対象受贈株式等に係る法人の発行済株式総数等</u> f は、<u>最終贈与の直前における措置法令第40条の2の2第11項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合</u> g は、<u>相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u> h は、<u>特定贈与者であった被相続人から最終贈与以外の贈与により取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての特例対象受贈株式等の価額の合計額</u> (3) 特例対象株式等及び<u>特例対象受贈株式等</u>に係る法人 $A = (m + (i \times j \times k)) - l$ $B = m + (i \times j \times k)$ (注) i は、<u>相続開始の時における当該特例対象株式等の1株又は1口当たりの時価</u> j は、<u>相続開始の直前における当該特例対象株式等に係る法人の発行済株式総数等</u> k は、<u>相続開始の直前における措置法令第40条の2の2第6項第1号に掲げる割合から同項第2号に掲げる割合を控除した割合</u> l は、<u>相続又は遺贈により財産を取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての選択株式等の価額の合計額</u> m は、<u>特定贈与者であった被相続人から贈与により取得した特定事業用資産相続人等に係るすべての特例対象受贈株式等の価額の合計額</u>

改 正 後	改 正 前
(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)	(特定事業用資産の特例と小規模宅地等の特例を重複適用する場合に限度額要件を満たさないとき)
69の5 - 25 小規模宅地等又は選択特定事業用資産について、措置法第69条の4第1項又は第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が同条第5項に規定する限度額(69の5 - 22参照)又は第7項に規定する限度額(69の5 - 23(1)から(3)まで参照)を超えるときは、その選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。 なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その選択特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。 (注) (省略)	69の5 - 27 小規模宅地等及び選択特定事業用資産について、措置法第69条の4第1項及び第69条の5第1項の規定の適用を受けようとする場合において、その選択特定事業用資産の価額が措置法令第40条の2の2第24項から第26項までの限度額(69の5 - 25(1)から(4)まで参照)を超えるときは、その選択特定事業用資産のすべてについて措置法第69条の5第1項の規定の適用はないのであるから留意する。 なお、この場合、その後の国税通則法第18条第2項に規定する期限後申告書及び同法第19条第3項に規定する修正申告書において、当該限度額を超えないこととなったときは、その選択特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の規定の適用があることに留意する。 (注) (同左)
(特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の規定の適用を受けるための手続) 69の5 - 26 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限(措置法令第40条の2の2第22項から第27項までの規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限)までに措置法第69条の5第10項に規定する書類(以下69の5 - 27までにおいて「第10項に規定する書類」という。)の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について、同条第1項の規定の適用はないのであるから留意する。	(特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について措置法第69条の5第1項の適用を受けるための手続) 69の5 - 28 特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林の贈与に係る相続税法第28条第1項の規定による申告書の提出期限(措置法令第40条の2の2第32項、第34項又は第35項の規定の適用がある場合には、それぞれに定める期限)までに措置法第69条の5第10項に規定する書類の提出をしなければ、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税対象となる当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林である特定事業用資産について、同条第1項の規定の適用はないのであるから留意する。
(措置法第69条の5第10項に規定する書類の提出先等) 69の5 - 27 被相続人である特定贈与者が特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林(以下69の5 - 27において「特定受贈事業用資産」という。)の贈与をした年の途中で死亡した場合又は特定受贈事業用資産を贈与により取得した措置法第69条の5第2項第11号口の要件を満たす特定事業用資産相続人等が第10項に規定する書類の提出期限前に第10項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた特定受贈事業用資産について同条第1項の適用を受けるために提出する第10項に規定	(新設)

改 正 後			改 正 前											
する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に並び、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。														
<table><tr><th>区分</th><th>提出先</th><th>提出期限</th></tr><tr><td rowspan="2">(1) 被相続人である特定贈与者が特定受贈事業用資産の贈与をした年の途中で死亡した場合 (注)措置法第69条の5第101項に規定する書類に係る受贈権がなくなつては、贈与税の申告を要しないのであるから留意する。</td><td rowspan="2">当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長</td><td>当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限</td></tr><tr><td>当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の申告書の提出期限</td></tr><tr><td>(2) 特定受贈事業用資産を贈与により取得した特定事業用資産相続人等が第101項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合（上記(1)に該当する場合を除く。）</td><td>当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長</td><td>当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の申告書の提出期限</td></tr></table>			区分	提出先	提出期限	(1) 被相続人である特定贈与者が特定受贈事業用資産の贈与をした年の途中で死亡した場合 (注)措置法第69条の5第101項に規定する書類に係る受贈権がなくなつては、贈与税の申告を要しないのであるから留意する。	当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限	当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の申告書の提出期限	(2) 特定受贈事業用資産を贈与により取得した特定事業用資産相続人等が第101項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合（上記(1)に該当する場合を除く。）	当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の申告書の提出期限		
区分	提出先	提出期限												
(1) 被相続人である特定贈与者が特定受贈事業用資産の贈与をした年の途中で死亡した場合 (注)措置法第69条の5第101項に規定する書類に係る受贈権がなくなつては、贈与税の申告を要しないのであるから留意する。	当該特定贈与者に係る相続税の納税地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限												
		当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の申告書の提出期限												
(2) 特定受贈事業用資産を贈与により取得した特定事業用資産相続人等が第101項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合（上記(1)に該当する場合を除く。）	当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の納税地を所轄する税務署長	当該特定事業用資産相続人等に係る贈与税の申告書の提出期限												
[措置法第70条の3（(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]														
(居住の用に供したとき等)														
70の3—1 措置法第70条の3第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」、又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金（以下70の3の2—4までにおいて「住宅取得等資金」という。）の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋等（住宅用家屋、既存住宅用家屋又は増改築対象家屋をいう。以下70の3—3において同じ。）の新築等（新築、取得又は増改築等（同項第4号に規定する増改築等をいう。以下70の3—10までにおいて同じ。）を														

[措置法第70条の3（(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例))関係]				
(居住の用に供したとき等)				
70の3—1 措置法第70条の3第1項第1号、第2号及び第3号に規定する「当該特定受贈者の居住の用に供したとき」、又は「同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるとき」とは、同条第3項第5号に規定する住宅取得等資金（以下70の3—12までにおいて「住宅取得等資金」という。）の贈与を受け、その全額を充てて住宅用家屋等（住宅用家屋、既存住宅用家屋又は増改築対象家屋をいう。以下70の3—3において同じ。）の新築等（新築、取得又は増改築等（同項第4号に規定する増改築等をいう。以下70の3—10までにおいて同じ。）をいう。				

改 正 後	改 正 前
いう。以下70の3—3までにおいて同じ。)をした者が、当該住宅用家屋等を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋等をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族(以下70の3—1において「生計を一にする親族」という。)と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋等に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。 (省略) (注)1 上記の住宅用家屋とは、措置法第70条の3第3項第2号に規定する住宅用家屋(以下70の3—8までにおいて「住宅用家屋」という。)を、既存住宅用家屋とは、同項第3号に規定する既存住宅用家屋(以下70の3—8までにおいて「既存住宅用家屋」という。)を、増改築対象家屋とは、同項第1号に規定する特定受贈者(以下70の3の2—4までにおいて「特定受贈者」という。)が居住の用に供している住宅用の家屋をいうのであるから留意する。 2 (省略) 3 (省略)	以下70の3—3までにおいて同じ。)をした者が、当該住宅用家屋等を現にその居住の用に供したとき、又は当該住宅用家屋等をその居住の用に供することが確実であると見込まれるときをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族(以下70の3—1において「生計を一にする親族」という。)と日常の起居を共にしていない場合において、その者と生計を一にする親族が居住の用に供し、又は居住の用に供することが確実であると見込まれるときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共に当該住宅用家屋等に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとして取り扱う。 (同左) (注)1 上記の住宅用家屋とは、措置法第70条の3第3項第2号に規定する住宅用家屋(以下70の3—8までにおいて「住宅用家屋」という。)を、既存住宅用家屋とは、同項第3号に規定する既存住宅用家屋(以下70の3—8までにおいて「既存住宅用家屋」という。)を、増改築対象家屋とは、同項第1号に規定する特定受贈者(以下70の3—12までにおいて「特定受贈者」という。)が居住の用に供している住宅用の家屋をいうのであるから留意する。 2 (同左) 3 (同左)
(贈与者に係る住所又は居所を証する書類) <u>70の3 - 12 措置法第70条の3第1項の規定により相続税法第21条の9の規定を準用する場合における相続税法施行規則第11条第1項第2号に規定する当該贈与をした者の65歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類については、当該贈与をした者に係る平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類をいうのであるから留意する。</u> (注)相続税法施行規則第11条第2項に規定する住所又は居所を証する書類についても上記と同様であることに留意する。 (措置法第70条の3第7項に規定する書類の提出先等) <u>70の3 - 13 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合又は住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が措置法第70条の3第7項に規定する書類(以下70の3 - 13において「第7項に規定する書類」という。)の</u>	(新設) (新設)

改 正 後			改 正 前		
提出期限前に第 7 項に規定する書類を提出しないで死亡した場合において、当該贈与を受けた住宅取得等資金について同条第 1 項の適用を受けるために提出する第 7 項に規定する書類の提出先及び提出期限は、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げるところによるのであるから留意する。					
区分		提出先	提出期限		
(1) 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の途中で死亡した場合 (注)措置法第70条の3第71項に規定する書類に係る受贈財産については、贈与税の申告を要しないのであるから留意する。	特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限（相続税法第28条第 1 項又は第 21 項に規定する期限）以前に当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（同法第27条第 1 項又は第 21 項に規定する期限）が到来するとき	当該特定贈与者に係る相続税の納付地を所轄する税務署長	当該特定贈与者に係る相続税の申告書の提出期限		
	特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限（相続税法第27条第 1 項又は第 21 項に規定する期限）前に特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限（同法第28条第 1 項又は第 21 項に規定する期限）が到来するとき		当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限		
(2) 住宅取得等資金を贈与により取得した特定受贈者が第 71 項に規定する書類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡した場合（上記(1)に該当する場合を除く。）		当該特定受贈者に係る贈与税の納付地を所轄する税務署長	当該特定受贈者に係る贈与税の申告書の提出期限		
(修正申告書の提出期限)			(修正申告書の提出期限)		
70の 3 - 14 （省略）			70の 3 - 12 （同左）		
(期限後申告等に係る「特定の贈与者からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用)			(期限後申告等に係る「特定の贈与者からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」の適用)		
70の 3 - 15 （省略）			70の 3 - 13 （同左）		
[措置法第70条の 3 の 2 ((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係]			[措置法第70条の 3 の 2 ((住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税に係る贈与税の特別控除の特例))関係]		

改 正 後	改 正 前
(修正申告書の提出期限) 70の3の2—2 措置法第70条の3の2第3項に規定する修正申告書の提出期限については、<u>70の3—14</u> ((注) 1 及び 2 を除く。) に準じて取り扱う。 (被相続人である特定贈与者が年の中途において死亡した場合の措置法第70条の3の2第6項に規定する書類) 70の3の2 - 4 被相続人である特定贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合には、当該贈与により住宅取得等資金を取得した特定受贈者については、<u>措置法第70条の3の2第1項の規定の適用を受ける必要がないことから、同条第6項に規定する書類の提出は要しないのであるから留意する。</u> [措置法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係] (措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類) 70の4—49 受贈者が70の4—47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた場合))又は70の4—48((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあつた場合))により措置法令第40条の6第25項又は第39項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第20項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第21項又は第28項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。 (1) (省略) (2) (省略) [措置法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等))関係] (相次相続控除の算式)	(修正申告書の提出期限) 70の3の2—2 措置法第70条の3の2第3項に規定する修正申告書の提出期限については、<u>70の3—12</u> ((注) 1 及び 2 を除く。) に準じて取り扱う。 (新設) [措置法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係] (措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類) 70の4—49 受贈者が70の4—47((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた場合))又は70の4—48((措置法第70条の4第6項の適用を受けた特定農地等の買換えがあつた場合))により措置法令第40条の6第25項又は第39項の申請書を提出し、措置法第70条の4第15項又は第20項に規定する税務署長の承認を受けた場合において、特例適用農地等又は特定農地等の譲渡等の対価の額の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地を取得し、かつ、その取得の日から2か月以内にその被設定者に対し再び使用貸借による権利の設定をしたときに、当該受贈者が提出する措置法規則第23条の7第20項又は第27項の書類には、次の(1)に掲げる事項の付記及び次の(2)に掲げる書類の添付を依頼するものとする。 (1) (同左) (2) (同左) [措置法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等))関係] (相次相続控除の算式)

改 正 後	改 正 前
70の6—38 （省略） （注）算式中の符号は、次のとおりである。 Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産（当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。）につき課せられた相続税額（<u>相続時精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときは、当該課せられた贈与税の税額（相続税法第21条の8の規定による控除前の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額を除く。）を控除した後の金額をいい、</u>当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第35項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。） （以下省略）	70の6—38 （同左） （注）算式中の符号は、次のとおりである。 Aは、第2次相続に係る被相続人が第1次相続により取得した財産（当該第1次相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものを含む。）につき課せられた相続税額（当該被相続人が当該納税猶予の適用を受けていた場合には、措置法第70条の6第35項の規定により免除された相続税額以外の税額に限る。） （同左）